

## 鯖江市丹南地区地域生活支援拠点等整備事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項および第4項の規定に基づき、障がい者および障がい児（以下「障がい者等」という。）の障がいの重度化、高齢化および親亡き後に備え、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障がい者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を確保するために実施する地域生活支援拠点等を整備する事業（以下「事業」という。）に関し、障害福祉サービス等事業者を拠点等の機能を担う者として位置付けるために必要な登録方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域生活支援拠点等 法第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等のうち、地域における、複数の機関が分担し機能を担う面的な体制をいう。
- (2) 自立支援協議会 法第89条の3第1項の規定による関係機関等により構成された協議会をいう。
- (3) 丹南地区 鯖江市、越前町、南越前町、池田町および越前市の5市町の区域をいう。

### (実施主体)

第3条 この事業の実施主体は、鯖江市（以下「本市」という。）とし、丹南地区において共同して実施運営することができるものとする。

### (事業内容)

第4条 この事業は、丹南地区に居住する障がい者等に対する面的な支援体制を確保するため、地域生活支援拠点等の機能を担う複数の事業所について本市が拠点等事業所として登録することで、地域生活支援拠点等を整備するものとする。

2 前項の規定により、本市が拠点等事業所として登録することができる事業所は、次の各号のいずれかに該当する事業所または施設とする。

- (1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者が運営する障害福祉サービスを提供する事業所もしくは施設または同項に規定する指定障害者支援施設

- (2) 法第30条第1項第2号に規定する基準該当事業所または基準該当施設
- (3) 法第41条の2に規定する共生型障害福祉サービス事業所または施設
- (4) 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者または法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者が運営する事業所または施設
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者が運営する事業所または施設
- (6) その他市長が適当と認める事業所または施設

3 拠点等事業所が担う地域生活支援拠点等としての機能（以下「拠点等機能事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相談 平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応 短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場の提供 障害者支援施設、精神科病院等からの地域移行または親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用および一人暮らしの体験の機会または場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成 医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保および専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

（拠点等事業所の登録）

第5条 拠点等事業所としての登録を受けようとする事業所または施設を運営する事業者（次項において「申請者」という。）は、丹南地区地域生活支援拠点等事業所登録申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、登録の可否について決定し、その旨を丹南地区地域生活支援拠点等事業所登録決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録を行った拠点等事業所について、事業者の名称、事業所の名称、所在地および電話番号、事業所番号ならびに地域生活支援拠点等の

機能（次条において「公表事項」という。）について公表するものとし、丹南地区における共有を図るものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、丹南地区の本市以外の市町がこの要綱の規定と同様の手続を経て登録した拠点等事業所については、本市において登録の決定をされたものとみなす。

（変更等の届出）

第6条 拠点等事業所は前条第3項の公表事項に変更が生じた場合は、丹南地区地域生活支援拠点等事業所変更届出書（様式第3号）により、当該変更のあった日から10日以内に市長に届け出なければならない。

- 2 拠点等事業所は、拠点等機能事業について、廃止、休止または再開しようとするときは、丹南地区地域生活支援拠点等機能事業廃止・休止・再開届出書（様式第4号）により、その廃止、休止または再開の日の30日前までに市長に届け出なければならない。

- 3 市長は、前2項の規定による届出を受けたときは、丹南地区における共有を図るものとする。

（調査等）

第7条 市長は、拠点等事業所に対して、拠点等機能事業に係る運営状況に関する調査を実施し、または報告を求めることができる。

（丹南地区の連携）

第8条 市長は、この事業を円滑かつ効果的に行うため、丹南地区の連携を密に取るよう努めるものとする。

- 2 市長は、丹南地区の本市以外の市町と連携し事業の実施状況を定期的に評価し、地域生活支援拠点等の強化に努めるものとする。
- 3 前項の連携および評価に当たり、自立支援協議会を活用し、関係機関との情報共有および協議を行うものとする。

（遵守事項）

第9条 拠点等事業所は、障がい者等およびその家族の権利擁護に十分留意しなければならない。

- 2 拠点等機能事業に従事する者または従事した者は、正当な理由なく個人情報その他職務上知り得た情報を漏らしてはならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に丹南地区において拠点等事業所として登録された事業所または施設については、第5条第2項の規定による登録の決定を受けたものとみなす。

(鯖江市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱の廃止)

3 鯖江市地域生活支援拠点等整備事業実施要綱は、廃止する。